

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

久枝・幸ノ木集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、規模拡大意向のある担い手（中心経営体）が今後リタイアや規模縮小意向の農業者から農地を集積し、複合経営の規模拡大化を図る必要がある。地域の農業者による農事組合法人も設立され、農地の集積がより一層期待されている。農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
本郷集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	4 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、農事組合法人本郷生産組合が中心となり水稻、はだか麦、大豆等の複合経営が行われている。高齢や後継者不足により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については法人や規模拡大意向のある担い手（中心経営体）が農地を集積し、規模拡大化を図る必要がある。農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

旭集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2経営体
個人	5経営体
集落営農（任意組織）	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、農事組合法人本郷生産組合が中心となり水稻、はだか麦、大豆等の複合経営が行われている。高齢や後継者不足により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については法人や規模拡大意向のある担い手（中心経営体）が農地を集積し、規模拡大化を図る必要がある。農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

吉田上集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、農事組合法人吉田が広範囲に農地集積をし、水稻、はだか麦、大豆、野菜等の複合経営が行われている。高齢や後継者不足により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については法人や規模拡大意向のある担い手（中心経営体）が農地を集積し、規模拡大を図る必要がある。農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

吉田下集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	8 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、高齢や後継者不足により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については規模拡大意向のある担い手（中心経営体）が農地を集積し、規模拡大化を図る必要がある。今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

石田集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0経営体
個人	9経営体
集落営農（任意組織）	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、高齢や後継者不足により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については規模拡大意向のある担い手（中心経営体）が農地を集積し、規模拡大化を図る必要がある。新規就農者1名も農地を集積し、露地野菜・施設野菜の経営規模の拡大を図る必要がある。今後の具体的な地域のあり方については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

広江集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	16 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区では、農事組合法人広江生産組合が中心となり水稲、はだか麦、大豆等の複合経営が行われている。高齢や後継者不足により地域内においてリタイアや経営規模を縮小する農業者が出てくることが考えられるが、こうした農地については法人や規模拡大意向のある担い手が農地を集積し、規模拡大化を図る必要がある。水稲栽培中心の地域であるが、早期栽培等の特徴を生かしながら地域農業の活性化を図っていく必要がある。農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化し、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、地域内農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

玉之江集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	10 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、規模拡大意向のある法人や担い手（中心経営体）が今後においてリタイアする農業者から農地を集積し、水稻栽培や露地野菜栽培の規模拡大を図り、複合経営の規模拡大化を図る必要がある。新規就農者1名も露地野菜栽培の経営規模の拡大を図る必要がある。今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
今在家集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	6 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、今在家みのり集団が中心となり水稲、大豆、はだか麦等の複合経営が行われている。

後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については生産集団や担い手（中心経営体）に農地を集積していく。

今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北条集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	12 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくることが考えられる。こうした農地については規模拡大意向のある担い手（中心経営体）に農地を集積していく必要がある。また、水稲、はだか麦等の大規模な経営を目指す新規就農者が地域の中心としているため、農地の集積がより一層期待されている。農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北条新田集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	8 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられる。こうした農地については規模拡大意向のある担い手（中心経営体）に農地を集積していく必要があるが、国営ほ場整備事業を契機として新たに（農）ファーム北条が設立されたことから、今後リタイア等した農業者の農地の受け皿として農地集積がなされることが期待される。さらに、農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

三津屋地区（三津屋、三津屋南、三津屋東）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	7 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくることが考えられる。こうした農地については規模拡大意向のある担い手（中心経営体）に農地を集積していく必要がある。また、水稲、はだか麦等の大規模な経営を目指す新規就農者が地域の中心としているため、農地の集積がより一層期待されている。農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
大新田集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	4 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については規模拡大意向のある担い手（中心経営体）が農地を集積し、規模拡大化を図る必要がある。今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

壬生川集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	4 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、国安営農集団が中心となり水稲、はだか麦の複合経営が行われている。高齢や後継者不足により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については営農集団や規模拡大意向のある担い手（中心経営体）が農地を集積し、規模拡大化を図る必要がある。農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

円海寺集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、広範囲に農地集積をしている国安営農集団が中心となり水稲、はだか麦等の複合経営が行われている。今後においては、高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくることが考えられる。こうした農地については規模拡大意向のある営農集団や担い手（中心経営体）に農地を集積していく必要がある。農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の問題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの問題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

明理川集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	10 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、水稻栽培と施設いちご栽培が中心に行われている。新規就農者や規模拡大意向のある担い手（中心経営体）とともに今後リタイアや経営規模を縮小する農業者から農地集積し、規模拡大化を図ることが期待されている。JAが販売するブランドいちご（完熟いちご・特大いちご等）の生産拡大も視野に入れ、周桑産いちごの価格向上を目指す。農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

喜多台集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、国安営農集団が中心となり水稲、はだか麦の複合経営が行われている。高齢や後継者不足により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については営農集団や規模拡大意向のある担い手（中心経営体）が農地を集積し、規模拡大化を図る必要がある。今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
国安地区（高田、国安、桑村、正法寺、新市）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数

{	法人	1 経営体
	個人	18 経営体
	集落営農（任意組織）	1 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機事業の活用方針
6. 地域農業の将来のあり方
本地区においては、近隣の5集落でプランを立ち上げたため面積的にも広く、中心経営体も20経営体が登録された。その中でも国安営農集団が中心となり水稻、はだか麦の複合経営が行われている。高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については規模拡大意向のある営農集団や担い手（中心経営体）に農地を集積していく。今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大影・茂敷・新町・安用出作集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2経営体
個人	7経営体
集落営農（任意組織）	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、規模拡大意向のある担い手（中心経営体）は少ないが、国営ほ場整備事業を契機として新たな法人組織の検討が行われており、今後高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者の受け皿となることが期待されている。今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
上市集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	4 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、規模拡大意向のある担い手（中心経営体）は現在のところいない。高齢や後継者不足により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については地域内において新規就農者等を育成、あるいは集落営農法人を立ち上げるなどして農地の集積を考えなければならない。今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

広岡・石延集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	9 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、新規就農者3名が新たな地域の担い手（中心経営体）として位置付けられ、今後高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者の農地の受け皿となることが期待されている。今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
安用集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	8 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、高齢化や後継者不足によりタイアや経営規模縮小意向の農業者が出てくることが予想される。このような中、国営ほ場整備事業を契機として新たに法人組織の設立が検討されておりことから、今後リタイア等した農業者の農地の受け皿として農地集積がなされることが期待される。今後においては、集落営農法人設立も視野に入れ、農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

楠・楠浜・河原津集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2経営体
個人	10経営体
集落営農（任意組織）	1組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、河北生産組合及び農事組合法人六軒生産組合が中心となり水稲、はだか麦、大豆、露地野菜等の複合経営が行われている。高齢や後継者不足により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については2つの生産組合や規模拡大意向のある担い手（中心経営体）が農地を集積し、規模拡大化を図る必要がある。今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
成福寺・六軒集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	11 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、（農）六軒生産組合と大規模個人経営体を中心となり水稲、はだか麦、大豆、露地野菜等の複合経営が行われている。高齢や後継者不在により、地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については法人や規模拡大意向のある担い手（中心経営体）に農地を集積していく。今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
三芳地区（三芳、六反地）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2経営体
個人	12経営体
集落営農（任意組織）	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、地域（2集落）でプランを立ち上げたため中心経営体が14経営体登録されている。その多数が水稻、飼料作物を中心とした比較的経営規模の大きい農業者である。高齢や後継者不足により地域内においてリタイアや規模縮小意向の農業者が出てくることが想定されるが、こうした農地については規模拡大意向のある担い手（中心経営体）に農地を集積していく必要がある。新規就農者を含めた若手農業者にも農地の集積が一層期待されている。農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の問題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大野・宮之内集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	10 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、水稻栽培や露地野菜栽培を中心に農業経営が行われているが、規模拡大意向のある担い手（中心経営体）は現在のところいない。高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、国営ほ場整備事業を契機として新たな法人組織の検討が行われており、今後高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者の受け皿となることが期待されている。今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
福成寺集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	12 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては北西部が中山間地域であるが、30歳代から50歳代の担い手（中心経営体）が多数おり、地域の農産物（露地野菜等）の生産に精力的に取り組んでいる。

今後においては高齢や後継者不足により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくることが想定される。こうした農地については規模拡大意向のある担い手（中心経営体）に農地の集積をしていく必要がある。農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
実報寺集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	17 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

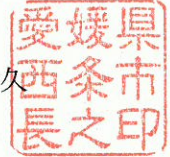
6. 地域農業の将来のあり方

本地区においてはほとんどの農地が中山間地域に属しており、水稻、露地野菜、果樹等の栽培が行われているが、規模拡大意向のある担い手（中心経営体）は現在のところほとんどいない状況である。今後においては高齢や後継者不足により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくるのが想定される。こうした農地については地区内外を問わず規模拡大意向のある担い手に集積していく必要がある。また集落営農法人設立も視野に入れ、農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
且之上集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0経営体
個人	6経営体
集落営農（任意組織）	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は中山間地域に属しており、水稻、露地野菜の栽培が行われている。規模拡大意向のある担い手（中心経営体）も存在しており米のブランド化（高付加価値化）にも取り組んでいるところである。高齢や後継者不足により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については地域内において規模拡大意向のある担い手（中心経営体）が農地を集積し、規模拡大を図る必要がある。今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

河之内集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	11 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は中山間地域に属しており、水稻、露地野菜、果樹等の栽培が行われている。規模拡大意向のある担い手（中心経営体）は現在のところほとんどいない状況であるが、地域ぐるみで米のブランド化（高付加価値化）に取り組んでいこうとしているところである。今後においては高齢や後継者不足により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくるのが想定される。こうした農地については地区内外を問わず規模拡大意向のある担い手に集積していく必要がある。また集落営農法人設立も視野に入れ、農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

黒谷集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	10 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は四方を山地に囲まれた中山間地域に属しており、居住人口も少数ではあるが、水稲、露地野菜、果樹の栽培が行われている。農業経営をしている多数の農業者が担い手（中心経営体）として登録したが、規模拡大意向がある農業者は現在のところいない状況である。高齢や後継者不足により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については地域内において新規就農者を育成し農地を集積していくことも検討する必要がある。今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく必要がある。